

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更 新旧対照表

清水町過疎地域持続的発展計画の策定 新田町議会

改正後					改正前				
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) (略) (2) その対策 ア～イ (略) ウ <u>交流人口・関係人口創出の推進</u> (3) 計画 事業計画 (令和3年度～令和7年度)					2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) (略) (2) その対策 ア～イ (略) (3) 計画 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	(略)	(略)		1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	(略)	(略)	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 <u>地域間交流</u>	<u>清水町地域活性化交流施設整備事業補助金</u> 町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。	町						
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) (略) (2) その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。 道路改良舗装整備事業 (道路3,019m)、道路舗装改修事業 (道路5,727m)、道路改築事業 (道路233m)、道路舗装補修事業 (道路3,365m) イ (略) ウ 交通安全対策として、市街地の道路改良と合わせて歩道の整備を図る。 歩道改修事業 (歩道2,605m)					5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) (略) (2) その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。 道路改良舗装整備事業 (道路2,029m)、道路舗装改修事業 (道路5,270m)、道路改築事業 (道路233m)、道路舗装補修事業 (道路3,450m) イ (略) ウ 交通安全対策として、市街地の道路改良と合わせて歩道の整備を図る。 歩道改修事業 (歩道2,600m)				

改正後					改正前				
エ〜ク (略) 事業計画 (令和3年度〜令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					エ〜ク (略) 事業計画 (令和3年度〜令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分				
持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	清水町地域活性化交流施設整備事業補助金 町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。	町						
2 産業の振興	(略)	(略)	(略)		2 産業の振興	(略)	(略)	(略)	